

「世界農業遺産広域連携推進会議」の設置について

資料 1 -①

■ 1. 名 称

世界農業遺産広域連携推進会議

■ 2. 構 成

国内各認定地域の県及び各地域の代表

■ 3. 目 的

国内認定地域が互いの独自性を尊重しながら、各地域における取組の成功事例や問題意識を共有するとともに、世界農業遺産の価値をさらに高めるための取組を共同で実施し、相乗効果を発揮することによって、世界農業遺産の認定効果のさらなる向上を図る。

■ 4. 事業内容

① 利活用・保全等の取組の質的向上

各地域における課題や取組・成果・成功事例等を学び合い、また、連携することで、国内認定地域における取組の底上げを図り、各地域の魅力にさらに磨きをかける。さらに、世界農業遺産のさらなる発展のためには、地元による取組が何より重要である。そのため、「J-GIAHSネットワーク会議」（認定地域28市町村で構成）の活動を主軸とし、その実施困難な部分を、より広域的な組織である「世界農業遺産広域連携推進会議」において補完する。（資料 1 -②参照）

② 世界農業遺産の認知度の向上

世界農業遺産の認知度は、各認定地域においては地元住民を対象としたシンポジウムや普及啓発活動を通じて、徐々に高まりつつある。一方で、全国的な認知度は未だ低いことから、認定地域が共同で発信することで、世界農業遺産の認知度向上を図る。

③ 国際的な情報の共有と発信

東アジア農業遺産学会(ERAHS)での学術的な議論やFAOにおける世界農業遺産の地位向上に向けた議論など、国際的な動きに係る情報を認定地域間で共有するとともに、国内外での国際的な会議やイベント等において、先進国である日本の取組・成果を広く発信し、世界農業遺産そのものの価値の向上に貢献する。

④ 一元的な国内体制の整備

モニタリングをはじめとする能登コミュニケへの対応は、その進め方や手法等について、国内認定地域で統一的な対応が必要と考えられる。こうした各地域共通の課題や手続き等について、必要に応じて、各地域の意見を集約し、国等に対して提言・要望を行う。

■ 5. 規約・会計等

規約や会計等は当面設けず、負担金も徴収しない。

■ 6. 共同事業の経費負担方法

各事業の担当地域が共通経費(ブース出展料、会場設営・装飾代等)を負担し、個別経費(職員旅費、パンフレット等運搬費等)は各地域で負担する。

■ 7. 会議の開催等

幹事県が調整・開催。幹事県は毎年持ち回りとする。▶▶▶平成26年度幹事県：熊本県

「世界農業遺産広域連携推進会議」と「J-GIAHSネットワーク会議」の役割分担イメージ

